ひとり親家庭等医療費助成（親医療証）

ひとり親家庭などの保険診療の医療費の自己負担分（3割）の一部を助成します

だれが使えるの？

健康保険に加入していて、お子さん（18歳になった後最初の３月31日まで。中度以上の障害がある場合は、20歳未満）を養育している世田谷区在住のひとり親家庭などの方です。所得制限があります。高校生世代までのお子さんの医療費は、子ども等医療費助成制度で助成します。

※令和７年１月～12月の所得制限限度額（令和５年中の所得額をもとにします。）

税法上の扶養数	申請者	配偶者および扶養義務者（同居の父母兄弟など）孤児などの養育者
０人	2,080,000円	2,360,000円
１人	2,460,000円	2,740,000円
２人	2,840,000円	3,120,000円
３人	3,220,000円	3,500,000円

※申請者が父または母の場合、申請者の所得額に、令和５年中に受け取った養育費の80％が加算されます。

病院や薬局の窓口での自己負担額は？

住民税課税世帯は医療費の１割（上限額あり）です。住民税非課税世帯は医療費の自己負担は原則ありません。
※入院したときの食事代などは助成対象外になります。

どうやって申し込むの？

窓口で申請した日から資格が発生します

申請者本人が子ども家庭支援センター窓口で手続きしてください。手続きに必要なものをご案内しますので、お住まいの地域の子ども家庭支援センターまでご連絡ください。

お問い合わせ
各総合支所子ども家庭支援センター
（連絡先はP38～39）

世田谷区 ひとり親医療費